

Regional agriculture master plan

人・農地プラン

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など「人」と「農地」の問題があります。町内就農者のみなさんで話し合っ、5年後、10年後のプランを作り、今ある「人」と「農地」の問題を解決し、しっかりと安定した営農を目指しましょう。

1

人と農地の問題を解決する 「未来の設計図」

集落・地域で話し合い、今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)をどこにするか、そこへどうやって農地を集めるか、地域農業のあり方などを決めます。

2

人・農地プランに携わると 受けられる メリット

人・農地 プラン

農地集積の支援

●農地集積協力金(出し手への支援)

経営転換協力金

土地利用型農業からの経営転換などで「人・農地プラン」に位置づけられる中心経営体へ農地集積を行った人に交付されます。

分散錯圃解消協力金

「人・農地プラン」に位置づけられる中心経営体の耕地に隣接する農地の所有者、または、借りて耕作していた農業者が農地の連坦化に協力すると交付されます。

●規模拡大加算(受け手への支援)

「人・農地プラン」で中心経営体への農地の集積範囲が定められた場合、面的集積要件が大幅に緩和されます。

新規就農者の支援

●青年就農給付金(経営開始型)

農業を始めてすぐの時期に給付金を給付します。

給付額: 150万円/年(最長5年間)

- ・45歳未満で独立・自営就農する人
- ・「人・農地プラン」に位置付けられている人
- ・就農後、所得が250万円未満の人

経営安定化の支援

●スーパーL資金の 当初5年間無利子化(認定農家)

農業経営改善計画の認定を受けた人の自主性と創意工夫を活かした経営改善を、資金面で応援する総合的な資金「スーパーL資金」が5年間無利子化されます。

3

一旦プランを決めても 随時見直せます

最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。必要な部分から始めて、順次拡大・見直しができます。

- 新規就農者が新たに出てきた時
- 集落営農・法人を立ち上げて、中心となる経営体になる時
- 引退を決意し、農地集積協力金の申請をするときなど見直しをするとメリットが受けられます。